

令和7年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争
入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等

山梨県告示第43号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、令和7年度において県が発注する物品の購入、製造の請負その他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の委託並びに土木施設（道路、河川、公園、下水道施設その他別に定める施設をいう。）の維持管理業務についての契約を除く。）に係る競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）等について次のとおり定め、令和7年4月1日から適用する。

令和7年3月3日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一 競争入札に参加することができる者

競争入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、競争入札参加資格を有すると認められたものとする。

- 1 令第167条の4第1項各号（令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する者
- 2 令第167条の4第2項（令第167条の11第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、令第167条の4第2項の規定により定められた期間を経過していないもの
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（令第167条の4第1項第3号に該当する者を除く。）
- 4 県税（個人県民税を除く。）並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
- 5 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
- 6 資格審査の申請を行う日の属する月の初日（以下「審査基準日」という。）において、引き続き2年以上営業を営んでいない者
- 7 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年山梨県告示第67号（以下「令和3年告示」という。））に掲げる契約の種類及び種目（以下「契約の種類等」という。）のうち、競争入札参加資格を受けようとする契約の種類等に係る営業を営んでいることが確認できない者
- 8 契約の履行に当たり必要な機器等を所有（リースの場合を含む。）していない者

二 資格審査の申請の方法

- 1 資格審査を受けようとする者は、別に定める物品等競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）及び誓約書に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。
 - (一) 法人の登記事項証明書（法人の場合）
 - (二) 身分証明書（個人の場合）
 - (三) 印鑑証明書

(四) 財務諸表（法人にあつては審査基準日の直近の貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては審査基準日の直近に提出した所得税確定申告書の写し）

(五) 納税証明書（審査基準日の直近の全ての県税（個人県民税を除く。）及び消費税に係るもの）

(六) 営業に関し許可、認可等が必要とされる場合は、それを証明する書面

(七) 返信用封筒（長形３号）（送付先を記載し、１１０円分の郵便切手を貼付）

２ 申請書及び添付書類は、七に掲げる場所にあらかじめ連絡の上持参すること。

３ 申請書及び添付書類は、日本語で作成しなければならない。

三 競争入札参加資格の有効期限

競争入札参加資格の有効期限は、競争入札参加資格を認定した日から令和８年３月３１日までとする。

四 変更等の届出

競争入札参加資格を有すると認められた者は、その資格の有効期間中に次に掲げる事項に変更があったとき又は営業を休止し、若しくは廃止したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

１ 商号又は名称

２ 法人にあつては代表者又は役員の職及び氏名、個人にあつては氏名

３ 代理人として指定され、競争入札、見積り及び契約に関する一切の権限を委任されている者の氏名

４ 所在地又は住所（代理人の所在地又は住所を含む。）

５ 電話番号

６ 使用印鑑

７ 資本金（法人の場合に限る。）

８ 競争入札への参加を希望する契約の種類等及び順位

９ その他営業内容に関する重要な事項

五 競争入札参加資格の取消し

競争入札参加資格を有すると認められた者が、次のいずれかに該当することが判明したときは、知事はその競争入札参加資格を取り消すことができる。

１ 一のいずれかに該当する者となったとき。

２ 虚偽又は不正な方法により競争入札参加資格を受けたことが明らかになったとき。

３ 競争入札参加資格の認定を受けた契約の種類等に係る営業の全部を廃業したとき。

４ その他知事が必要と認めたとき。

六 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

県において競争入札が見込まれる年度に競争入札参加資格等について公示するので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

七 競争入札参加資格に関する文書を入手するための手段

資格審査の申請に係る様式等は、山梨県出納局管理課（郵便番号４００－８５０１ 山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号 電話０５５－２２３－１３９５）にあらかじめ連絡の上請求して入手すること。

八 その他

令和３年告示に基づき競争入札参加資格を有する者は、この告示に基づく競争入札参加資格を有する者とみなす。